

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
<p>第1の1 指定居宅サービスの事業の一般原則</p>	<p>□ 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。◆平11厚令37第3条第1項</p> <p>□ 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。◆平11厚令37第3条第2項</p> <p>□ 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。(経過措置あり) ◆平11厚令37第3条第3項</p> <p>□ 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。 ◆平24府条例27第3条</p> <p>□ 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。◆平11厚令37第3条第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務(経過措置)</p> <p>責任者等体制の有・無</p> <p>研修等実施の有・無</p>
<p>第1の2 基本方針 <法第73条第1項></p>	<p>□ 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。 ◆平11厚令37第207条</p>	<p>適・否</p>	<p>特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか</p> <p>※点検月の利用者数 人</p>
<p>第1の3 暴力団の排除</p>	<p>□ 管理者及び従業者(利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。 ◆平24府条例27第4条</p> <p>□ 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。 ◆平24府条例27第4条</p>	<p>適・否</p>	
<p>第2 人員に関する基準 <法第74条第1項></p> <p>1 福祉用具専門相談員</p>	<p>□ 福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。 ◆平11厚令37第208条第1項</p> <p>◎ 常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 ◆平11老企25第2の2(1)</p> <p>注 事業は、福祉用具の選定に当たり国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に技術的援助及び助言を受けて行わなければならない。 ◆施行令第4条第1項</p> <p>① 保健師 ② 看護師 ③ 准看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 義肢装具士 ⑨ 福祉用具専門相談員に関する講習であって、厚生労働省令で</p>	<p>適・否</p>	<p>常勤換算 人</p> <p>資格：</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>定める基準に適合するものを行う者として京都府知事が指定するものにより行われる当該講習の課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>◎ 特定福祉用具貸与事業者の指定を受けようとする者は、当該特定福祉用具販売に従事させることとなる者が、上記のいずれかに該当する者であるかを確認する必要がある。</p> <p>◆平11老企25第3の十二(1)</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、上記に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>◆平11厚令37第208条第2項</p> <p>一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準第266条第1項</p> <p>二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準第282条第1項</p> <p>三 指定福祉用具貸与事業者 指定居室サービス等基準第194条第1項</p> <p>◎ 当該事業者が、指定介護予防福祉用具販売、指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの事業所と指定特定福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りる。◆平11老企25第3の十一(1)③準用</p>		
2 管理者	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>◆平11厚令37第209条</p> <p>◎ 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。◆平11老企25第3の十二(2)</p>	適・否	氏名： 兼務する職： ※同一敷地内のみ兼務可
第3 設備に関する基準 <法第74条第2項> 1 区画	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有しているか。◆平11厚令37第210条第1項</p> <p>◎ 購入申込の受付、相談等に対応するために適切なスペースを確保すること。◆平11老企25第3の十二(1)</p>	適・否	届出図面と変更ないか あれば変更届が必要
2 設備及び備品	<p>□ 特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。◆平11厚令37第210条第1項</p> <p>◎ それぞれの事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。◆平11老企25第3の十二(2)</p>	適・否	特に従業者が感染源とならないよう配慮
3 指定介護予防福祉用具貸与との兼用	<p>指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第284条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記第3の1及び2に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。◆平11厚令37第210条第2項</p>	適・否	
第4 運営に関する基準 <法第74条第2項> 1 内容及び手続の説明及び	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p>	適・否	最新の重要事項説明書 で内容確認 事故発生時の対応注意 利用申込者の署名等があるもので現物確認

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
同意	<p>◆平11厚令37第8条第1項準用</p> <p>◎ 記載すべき事項は以下のとおり。◆平11老企25第3の-3(2)準用</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 専門相談員の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制等</p> <p>※ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。 ◆平11厚令37第8条第2項準用</p> <p>□ 同意は書面によって確認しているか。(努力義務) ◆平11老企25第3の-3(2)準用</p>		<p>★苦情申立窓口に以下の記載が漏れないか □通常の事業の実施地域に係る全ての区役所(健康長寿推進課) □国民健康保険団体連合会 ★運営規程と不整合ないか □職員の員数 □営業日・営業時間 □通常の事業実施地域 □利用料・その他費用</p>
2 提供拒否の禁止	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、正当な理由なく指定特定福祉用具販売の提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。◆平11厚令37第9条準用、平11老企25第3の-3(3)準用</p> <p>◎ サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ◆平11老企25第3の-3(3)準用</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	適・否	【事例の有・無】あればその理由
3 サービス提供困難時の対応	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う指定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ◆平11厚令37第10条準用、平11老企25第3の-3(4)準用</p>	適・否	【地域外からの申込例の有・無】その際の対応(断った、応じた等)
4 受給資格等の確認	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。◆平11厚令37第11条第1項準用</p> <p>□ 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めているか。 ◆法73条第2項、平11厚令37第11条第2項準用</p>	適・否	<p>対処方法確認(申込時にコピー等)</p> <p>【記載例の有・無】あれば当該事例の計画確認</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ◆平11厚令37第12条第1項準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。◆平11厚令37第12条第2項準用</p>	適・否	<p>【事例の有・無】あればその際の対応内容</p> <p>【事例の有・無】あればその際の対応内容</p>
6 心身の状況等の把握	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。◆平11厚令37第13条準用</p>	適・否	<p>担当者会議参加状況() やむをえず欠席する場合、意見照会に回答しているか</p>
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ◆平11厚令37第14条第1項準用</p>	適・否	開始時の連携方法確認

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ◆平11厚令37第14条第2項準用</p>		<p>終了事例での連携内容確認（文書で情報提供等）</p>
<p>8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定福祉用具販売を提供しているか。◆平11厚令37第16条準用 ◎ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービス提供している指定特定福祉用具販売事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、当該福祉用具販売計画を提供することに協力するよう努めるものとする。 ◆平11老企25第3の-3(14)◎準用</p>	<p>適・否</p>	<p>居宅サービス計画の入手を確認。作成のない事例あるか確認</p>
<p>9 居宅サービス計画等の変更の援助</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。◆平11厚令37第17条準用 ◎ サービスを追加する場合、当該サービスを法定代理受領として利用する場合には、支給限度額内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行うこと。 ◆平11老企25第3の-3(8)準用</p>	<p>適・否</p>	<p>事業所の都合で計画変更を迫っていないか</p>
<p>10 身分を証する書類の携行</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。◆平11厚令37第18条準用 □ 証書等には、当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか（職能の記載、写真の貼付は努力義務） ◆平11老企25第3の-3(9)準用</p>	<p>適・否</p>	<p>実物を確認</p>
<p>11 サービスの提供の記録</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供したサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 ◆平11厚令37第211条 ◎ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。◆平11老企25第3の十二3(1)</p>	<p>適・否</p>	<p>開示内容確認 希望によらず積極的に情報提供している場合はその提供方法</p>
<p>12 販売費用の額等の受領</p> <p>2</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払いを受けているか。◆平11厚令37第212条第1項 ◎ 販売費用の額には通常の事業の実施地域においてサービスを行う場合の交通費等が含まれる。また、指定特定福祉用具販売事業者は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、指定特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定特定福祉用具販売事業者が受領した自己の特定福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己の特定福祉用具の購入に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。◆平11老企25第3の十二3(2)① □ 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ◆平11厚令37第212条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>【左記2アイの有・無】</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
3	<p>ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費</p> <p>イ 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>◎ 福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従業員が必要となる場合等を指す。◆平11老企25第3の十二3(2)②</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、2の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。◆平11厚令37第212条第3項</p> <p>※ 当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りる。◆平12老振75、老健122通</p>		同意が確認できる文書等確認
13 保険給付の申請に必要となる書類等の交付	<p>□ 指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。◆平11厚令37第213条</p> <p>① 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称</p> <p>② 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書</p> <p>③ 領収証</p> <p>④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要</p>	適・否	領収証等書面確認(どのような書類を出しているか)
14 指定特定福祉用具販売の基本取扱方針	<p>□ 指定特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。◆平11厚令37第198条第1項準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しているか。◆平11厚令37第198条第2項準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆法73条第1項 平11厚令37第198条第3項準用</p>	適・否	【自主点検の有・無】 【第三者評価受検の有・無】
15 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針	<p>□ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次項第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ているか。◆平11厚令37第214条第1号</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。◆平11厚令37第214条第2号</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。◆平11厚令37第214条第3号</p> <p>◎ 特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明すること。◆平11老企25第3の十二3(4)②</p> <p>□ 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。◆平11厚令37第214条第4号</p> <p>◎ 福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。◆平11老企25第3の十二3(4)③</p>	適・否	専門相談員自ら行っているか 文書交付しているか ケアプランで必要な理由の確認 担当者会議の参加状況

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>注 上記の規定は福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。◆平11老企25第3の十二3(4)①</p>		
<p>16 特定福祉用具販売計画の作成</p>	<p>□ 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しているか。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しているか。 ◆平11厚令37第214条の2第1項</p> <p>□ 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ◆平11厚令37第214条の2第2項</p> <p>◎ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他関係者間で共有すべき情報がある場合には、留意事項に記載すること。 なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案すること。また、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差支えない。◆平11老企25第3の十二3(4)④ H24Q&A vol.1 問101 計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。 ・ 利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度等) ・ 福祉用具が必要な理由 ・ 福祉用具の利用目標 ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由 ・ その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等)</p> <p>□ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。◆平11厚令37第214条の2第3項</p> <p>□ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しているか。 ◆平11厚令37第214条の2第4項</p>	<p>適・否</p>	<p>計画の作成状況 ()件/全()件</p> <p>サービス担当者会議への出席状況及び会議内容の記録、計画への反映確認</p> <p>ケアプランの入手確認 必要な理由の確認</p> <p>説明の方法確認 同意は文書か</p> <p>交付したことの記録 →〈 有・無 〉</p>
<p>17 利用者に関する市町村への通知</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。◆平11厚令37第26条準用</p> <p>① 正当な理由なしに指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適・否</p>	<p>【事例の有・無】 あれば記録確認</p>
<p>18 管理者の責務</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。◆平11厚令37第52条第1項準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に、本主眼事項第4の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。◆平11厚令37第52条第2項準用</p>	<p>適・否</p>	<p>管理者が掌握しているか</p>
<p>19 運営規程</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めているか。 ◆平11厚令37第200条準用</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>◎ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負</p>	<p>適・否</p>	<p>変更ある場合、変更届が出されているか (人員のみなら4/1付)</p> <p>その他の費用は金額明示か(実費も可)</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、第2において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（第4の1に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。） ◆平11老企25第3の-3(19)①準用</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額</p> <p>◎ 「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」は、本主眼事項第4の12に規定する額、「その他の費用の額」は、本主眼事項第4の12において徴収が認められている費用の額並びに必要なに応じてその他のサービスに係る費用の額を規定する。◆平11老企25第3の十二3(9)③</p> <p>◎ 個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものである。◆平11老企25第3の十二3(9)③</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>カ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>◎ 本主眼事項第4の32の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。◆平11老企25第3の-3(19)⑤準用</p> <p>キ その他運営に関する重要事項</p>		<p>□通常の事業実施地域は実態に即しているか また、客観的に区域が特定された記載か</p> <p>★重要事項説明書と不整合ないか</p> <p>□職員の員数</p> <p>□営業日・営業時間</p> <p>□通常の事業実施地域</p> <p>□利用料・その他費用</p>
<p>20 勤務体制の確保等</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう、指定特定福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。◆平11厚令37第101条第1項準用</p> <p>◎ 原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。◆平11老企25第3の十二3(9)②イ</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定福祉用具販売を提供しているか。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ◆平11厚令37第101条第2項準用</p> <p>◎ 特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用具に係る運搬等の業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることができる。 ◆平11老企25第3の十二3(9)②ロ</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、適切な指定特定福祉用具販売の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ◆平11厚令37第101条第4項準用</p> <p>◎ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>イ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意された</p>	<p>適・否</p>	<p>実際に使用されている勤務表で確認</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>い内容は以下のとおりである。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> <p>□ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。</p> <p>◆平11老企25第3の-3(21)④準用</p>		
<p>21 業務継続計画の策定等</p>	<p>□ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。（経過措置あり） ◆平11厚令37第30条の2第1項準用</p> <p>□ 福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 ◆平11厚令37第30条の2第2項準用</p> <p>□ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ◆平11厚令37第30条の2第3項準用</p> <p>◎ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ◆平11老企25第3の二3(7)①</p> <p>◎ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるも</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務（経過措置）</p> <p>業務継続計画の有・無</p> <p>周知の方法</p> <p>見直しの頻度</p> <p>研修の開催 年1回以上必要</p> <p>実施日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修の有無【有・無】</p> <p>訓練の実施 年1回以上必要</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>のであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>◆平11社25第3の23(7)②</p> <p>◎ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>◆平11社25第3の23(7)③</p> <p>◎ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>◆平11社25第3の23(7)④</p>		<p>実施日 年 月 日</p> <p>左記の必要な項目が網羅されているか。</p>
<p>22 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しているか。</p> <p>◆平11厚令37第201条準用 平11老企25第3の十一3(6)準用</p> <p>□ 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定特定福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。</p> <p>◆平11厚令37第201条第2項準用</p> <p>◎ 福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など特定福祉用具販売計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。</p> <p>このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識、技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>◆平11老企25第3の十一3(6)②準用</p>	<p>適・否</p>	<p>研修受講状況 ()</p>
<p>23 特定福祉用具の取扱種目</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしているか。</p> <p>◆平11厚令37第202条準用</p>	<p>適・否</p>	
<p>24 衛生管理等</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>◆平11厚令37第31条第1項準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>◆平11厚令37第31条第2項準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を</p>	<p>適・否</p>	<p>従業者健康診断の扱い</p> <p>令和6年3月31日までは努力義務（経過措置）</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>講じているか。(経過措置あり) ◆平11厚令37第31条第3項準用</p> <p>ア 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>◎ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。</p> <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <p>従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員</p>		<p>置)</p> <p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 おおむね6月に1回開催が必要</p> <p>開催日 年 月 日</p> <p>開催方法</p> <p>結果の周知方法</p> <p>感染対策担当者名 ()</p> <p>指針の有・無</p> <p>研修及び訓練の開催頻度 年1回以上必要</p> <p>開催日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修の有無 【有 ・ 無】</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。</p> <p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。◆平11老企25第30の3(8)②準用</p>		
<p>25 掲示及び目録の備え付け</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆平11厚令37第204条第1項準用</p> <p>□ 前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。◆平11厚令37第204条第2項準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の特定福祉用具の選択に資するため、指定特定福祉用具販売事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。◆平11厚令37第204条第3項準用</p>	<p>適・否</p>	<p>□ 掲示でない場合は代替方法を確認</p> <p>□ 苦情対応方法も掲示されているか(窓口として関係区役所・国保連の記載あるか)</p>
<p>26 秘密保持等</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◆平11厚令37第33条第1項準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。◆平11厚令37第33条第2項準用</p> <p>◎ 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。</p> <p>◆平11老企25第30の3(25)②準用</p> <p>※ 予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。◆平11厚令37第33条第3項準用</p> <p>◎ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。◆平11老企25第30の3(25)③準用</p>	<p>適・否</p>	<p>従業者への周知方法 就業規則等確認</p> <p>事業所の措置内容</p> <p>同意文書確認</p>
<p>27 広告</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。◆平11厚令37第34条準用</p>	<p>適・否</p>	<p>【広告の有・無】 あれば内容確認</p>
<p>28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。◆平11厚令37第35条準用</p>	<p>適・否</p>	
<p>29 苦情処理</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。◆平11厚令37第36条第1項準用</p> <p>◎ 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦</p>	<p>適・否</p>	<p>【マニュアルの有・無】 一次窓口及び担当者名</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。◆平11老企25第30-3(28)①準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ◆平11厚令37第36条第2項準用</p> <p>◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。◆平11老企25第30-3(28)②準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆平11厚令37第36条第3項準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。 ◆平11厚令37第36条第4項準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平11厚令37第36条第5項準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。◆平11厚令37第36条第6項準用</p>		<p>【事例の有・無】 あれば処理結果確認</p> <p>【事例の有・無】</p> <p>【事例の有・無】</p>
<p>30 地域との連携等</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定福祉用具販売に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。◆平11厚令37第36条の2第1項準用</p> <p>◎ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 ◆平11老企25第30-3(29)①準用</p> <p>□ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して特定福祉用具販売を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の方に対しても特定福祉用具販売の提供を行うよう努めなければならない。◆平11厚令37第36条の2第2項準用</p> <p>◎ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に特定福祉用具販売を行う場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしななければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。 ◆平11老企25第30-3(29)②準用</p>	<p>適・否</p>	<p>【事例の有・無】</p>
<p>31 事故発生時の対応</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>【アニュアルの有・無】 従業者への周知方法</p>

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>◆平11厚令37第37条第1項準用 ◎ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。◆平11老企25第30-3(30)①準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。◆平11厚令37第37条第2項準用 ◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。◆平11老企25第30-3(30)③準用</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。◆平11厚令37第37条第3項準用 ◎ 損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。◆平11老企25第30-3(30)②準用</p>		<p>【事例の有・無】 事例分析しているか</p> <p>賠償保険加入の有無 保険名：</p>
<p>32 虐待の防止</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。◆平11厚令37第37条の2準用 ア 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。 イ 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 エ 上に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>◎ 虐待の防止 ◆平11老企25第30-3(31)準用 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定特定福祉用具販売事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の未然防止 指定特定福祉用具販売事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・ 虐待等の早期発見 指定特定福祉用具販売事業者の従業員は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定特定福祉用具販売事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生防止・早期発見に</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務（経過措置）</p> <p>虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無 【有・無】</p> <p>虐待の防止のための指針の有無 【有・無】</p> <p>虐待の防止のための研修日程 年 月 日 年1回以上必要</p> <p>担当者名【 】</p> <p>新規採用時の虐待の防止のための研修の有無 【有・無】</p>

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること <p>② 虐待の防止のための指針(第2号)</p> <p>指定特定福祉用具販売事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)</p> <p>従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定福祉用具販売事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号)指定特定福祉用具販売事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 ◆平11社企25第30-3(31)準用</p>		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
33 会計の区分	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。◆平11厚令37第38条準用</p> <p>◎ 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に沿って適切に行われているものであること。◆平13老振18</p>	適・否	
34 記録の整備	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。◆平11厚令37第215条第1項</p> <p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する以下の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。◆平11厚令37第215条第2項</p> <p>ア 特定福祉用具販売計画</p> <p>イ 本主眼事項第4の11に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>ウ 本主眼事項第4の17に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 本主眼事項第4の29に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 本主眼事項第4の31に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>◎ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。◆平11老企25第30の十二3(8)</p>	適・否	誤った請求があったときに5年間遡って点検することになるため、左記記録を5年間保存すること。
35 電磁的記録等	<p>□ 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（主眼事項第4の4及び次に規定するものを除く）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。◆平11厚令37第217条第1項</p> <p>□ 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができる。◆平11厚令37第217条第2項</p> <p>◎ 電磁的記録について ◆平11老企25第501</p> <p>居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条第1項は、指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。</p> <p>(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(3) その他、居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。</p>	適・否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>(4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>◎ 電磁的方法について ◆平11社25第502</p> <p>居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。</p> <p>(4) その他、居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		
<p>第5 変更の届出等 〈法第75条〉</p>	<p>□ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を京都府知事に届け出ているか。</p>	<p>適・否</p>	